

平成27年度 第1回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成27年4月17日（金） 13時30分から16時10分まで
- 2 場 所
県庁本庁舎5階 大会議室
- 3 出席者
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長
石川委員、前田委員、近藤委員、工藤委員、坂本委員、
野村委員、村上委員、松菌委員、宮脇（健）委員
事務局：環境生活部 大竹次長
環境政策課 江利角副課長、田中班長、伊藤主査、小島主査、
東副主査、宮澤副主査
事業者：（1）安房郡市広域市町村圏事務組合
（2）東総地区広域市町村圏事務組合（都市計画決定権者：銚子市）
傍聴人：9名
- 4 議題
 - （1）安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - （2）（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について
- 5 結果概要
 - （1）安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、事務局から手続きの状況と方法書に対する質疑等の論点整理について説明が行われた。次に、事業者からこれまでの委員から質問等に対する見解について説明があり、審議が行われた。
 - （2）（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、事務局から手続きの状況について説明が行われた。次に、事業者から当該方法書及びこれまでの委員からの質問に対する見解について説明があり、審議が行われた。

（1）、（2）の審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1： 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2： 方法書に対する住民等意見の提出状況（安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書）【委員限り】
- 資料3： 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 これまでの質疑・意見に対する事業者見解
- 資料4： 答申案審議に向けた論点整理（安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書）【委員限り】
- 資料5： （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料6： （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書の概要
- 資料7： （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者見解

【別紙】

1 開会挨拶要旨（大竹環境生活部次長）

本日審議いただく案件は2件を予定している。

1 件目は安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、事業者からこれまでの委員会での意見等への見解の説明と、次回に答申案の審議を予定しているため、事務局で作成した今までの論点を整理した資料について、御審議いただきたい。

2 件目は、（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、事業者から前回に引き続き方法書の概要と、前回委員会以降にいただいた意見に対する見解の説明を予定している。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない御意見をいただきたい。

2 議事

（1）安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

①資料1を基に当該方法書に係る手続き状況について事務局から説明が行われた後、事業者から資料3を基にこれまでの質疑・意見に対する事業者見解の説明が行われ、質疑が行われた。

【質疑】

（委員）

資料3のNo. 45について、フユシヤク類やキリガ等の重要種が文献上で確認できないので、冬季調査は行わないということか。

（事業者）

フユシヤク類やキリガの仲間のうち、重要な種に該当するものは既存の文献の中では見つかっていない。千葉県環境影響評価技術指針の細目において、冬季昆虫について、既存資料調査で重要な種が該当した場合には調査するよう記載があり、これに従い、事業者としては冬季昆虫の調査は不要と考えている。

（委員）

資料3のNo. 23の調査地点の選定理由に関して、「計算によって導かれた最大着地濃度出現地点までの距離」と記載があるが、既に予備的に最大着地濃度出現地点の予測が行われているという意味か。

(事業者)

大気質の概略予測として、2種類の方法で最大着地濃度出現地点を求めている。これについては、千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料に基づき、ボサンケ・サットン式による最大着地地点までの距離と、ブルーム式による最大着地地点の距離をそれぞれ求め、おおよその拡散範囲を把握し、その中で調査地点を検討している。

なお、ボサンケ・サットン式による最大着地地点までの距離が約 3.1km、ブルーム式による最大着地地点までの距離 1.7km、その2倍の距離が 3.4km となり、範囲としては 4km の範囲の中で調査地点を検討した。

詳細については、方法書の P5-23 に記載している。

(委員)

焼却炉の形式がシャフト炉に決定したとのことだが、理事会においてどのような経緯で決定されたのか、差し支えなければ教えていただきたい。

(事業者)

一部事務組合の各構成市町の環境担当課長、ごみ処理施設の工場長等で組織する、推進委員会を設置しており、推進委員会に学識経験者 2 名を加えて焼却炉の方式についてどのような方針で決めて行くのか方針を決定し、その後、安房地域の地域性を踏まえた評価項目を設定した。評価項目について、地域性による重み付けをした配点を行い、推進委員会でシャフト炉とストーカ炉の評価を行った。推進委員会の評価結果をもとに、理事会で検討協議を行った結果、シャフト炉に決定された。

(委員)

焼却方式がシャフト炉に決まったことから、埋立物が溶融飛灰と処理不適物等となるが、覆蓋付きの埋立処分場で散水を行うことで排出される浸出水の塩分濃度は非常に高い濃度となることが予想される。浸出水は処理を行った上で溶融炉で使用されると思われるが、この場合に、膜処理等を使用する可能性はあるのか、浸出水に含まれる塩分の行方が気になる。

脱塩した塩分は、再度埋立をするのか、それとも系外に排出するのか、どのように考えているのか教えていただきたい。

(事業者)

御指摘の点については非常に重要な部分であると考えている。塩類をどうするのかについては、今後詳細に詰めることとしている。浸出水の処理の方法に

については、膜処理等を含めて、塩類をどのように除去するのか検討していきたいと考えている。

検討の結果については、準備書において説明させていただく。

(委員)

ダイオキシン類の土壌への沈着の予測に関して、予測計算式の基となるデータはかなり古いものを使用しているが、今回の施設ではかなり低濃度での沈着になると思われる。初期の大気中のダイオキシン類の濃度は現在のものを使用し、どのくらい沈着されるかを計算することと思うが、基となるデータと現在の濃度は千倍程違うが、同じような割合で沈着すると考えることができるのか。

(事業者)

予測計算の際のベースとなる数値は、今後現地調査を行って確認された値を基にする。御指摘のとおり、ダイオキシン類の濃度は年々低下しており、非常に低いレベルになっているため、結果として、土壌中にはほとんど沈着しないとの結論が何となく見えてしまっているが、地元に対しての説明責任もあるため、数値を示して説明したいと考えている。

(委員)

資料3の添付資料③にある、ダイオキシン類の拡散沈着に関して、環境省資料よりとあるが、具体的にはどの資料なのか分かるように記載してほしい。

専門家だけが見て分かる資料ではなく、第三者が少し勉強をすれば理解できるような、あるいは、資料を当たることで確認できるように作成いただきたいと思う。

(事業者)

添付資料③に資料名は記載しているが、平成10年の土壌中のダイオキシン類に関する検討会の資料であり、環境省のホームページで公開されている資料である。当該資料については、準備書では資料編のような形で記載することを考えている。

平成10年当時に、ダイオキシン類の規制について議論が行われた際に検討された資料であり、必ずしも一般性があるものではないかもしれないが、ダイオキシン類の沈着に関しては、環境影響評価においてはあまり取り組まれていない部分でもあるため、予測手法としては今のところ限られており、この資料を参考に予測評価を行いたいと考えている。

(委員)

添付資料③の表 3 - 1 にある環境省資料とは、同ページの一番下に記載のある出典の資料と解してよいのか。

(事業者)

そのとおりです。

(委員)

資料 3 の N o 2 5 に関して、今回追加回答の部分について、大型車駐車場と事業実施区域はかなり状況が違いうように感じ、造成後の気象条件が類似のものとなるとの説明に疑問を感じる。

大型車駐車場が開けた場所であることで、造成後の事業実施区域と同様の気象条件となる理由について、もう少し具体的に説明いただきたい。

また、造成後の状況が分からなければ、現在の記載だけでは納得し難いので、準備書では造成後の状況について具体的に示していただきたい。

(委員)

現地を見た際、大型車駐車場は大きな谷の間で風が集中する場所ではないかと感じた。

調査結果等を考慮するに当たっては、「他の場所よりも強く粉じん等が舞うという結果が出たので、安全側に予測、評価することになるため同地点を採用した」等、地点選定に当たっての議論を記載していただきたい。

(事業者)

準備書では、風の流れ等を検討した結果を示したいと思う。

(委員)

プルームモデルについて、プルームが山に当たる場合は有効煙突高へ反映し、谷を越える場合は反映しないとしているが、実際に計画地に適用した場合、プルームが山に当たるようなケースはどのくらい生じるのか。

予備的に予測等を行っているのであれば教えていただきたい。

(事業者)

方法書の P 2 - 4 に記載している地形図では、館山市と千倉地区の境界付近が山の頂として高い部分となる。この部分の南側は、事業計画地に比べて、数十 m 高くなっているため、この部分でモデルの効果があるものと考えている。北

側については、標高が下がっていくため、補正はせずに安全側での予測をすることになると考えている。

(委員)

地形とプルームの関係について、鉛直方向の影響を考慮されていることは分かるが、水平方向にプルームの軸がずれることも想像できるが、どのように考えているのか。

(事業者)

基本的に、有効煙突高として煙突高の 59m からさらに噴き上げてからの拡散となる。現地は起伏があるとの認識を持たれているかと思うが、全体を見ると安房地域は 400~500m の山があるわけではないので、大気の拡散に関してみると平坦に近いものと考えている。

プルームの軸のずれは、山にぶつかることで生じるので、大気の拡散計算を行う段階で検証をしたいと考えている。

(委員)

特に接地逆転が生じた場合は、おそらく、てき面に効いてくるのではないかと思うので、検証をよろしく願いたい。

(事業者)

注意して検討したいと思う。

(委員)

一通りの項目について意見等は述べられたと思われる。以上で事業者に対する質疑は終了とする。事業者は退出願う。

【事業者退出】

(委員)

本件についての事業者とのやり取りは、以上で終わりとなったが、他に意見はあるか。

(委員)

事業者からは、冬季の昆虫調査は千葉県の実業指針に基づけば不要となるため行わないとの回答であったが、事務局として了解するのか。

(事務局)

冬季の昆虫調査については、委員から意見があったことから、この後の説明にも出てくるが、方法書に対する意見に反映させることを考えている。

(委員)

調査することが絶対として、意見を述べているわけではないが、調査を行わない理由を、技術指針に従っただけとされると、納得しかねるところもあった。

(委員)

他に意見等なければ、次に進むこととしたい。

②答申案の論点整理に関して資料4を基に事務局から説明があり審議が行われた。

(事務局)

資料4は、これまでの委員会で出された意見、住民等の意見、事務局として検討した意見を項目別に整理したものである。ただし、これらについて、答申や知事意見となるもの、指導事項となるものといった仕分けについては現時点では行っていない。

今回は資料4について、専門的な見地から内容として妥当かどうか、意見として抜けがないか、全体としての意見のバランスが取れているか等について御意見をいただきたいと思う。また、特に答申に盛り込むべき意見についても御意見いただければと思う。

各意見を7項目に分類しており、取りまとめの関係上、各意見については若干表現を変えているものもある。また、事業者から委員会の中で回答のあった意見についても、方法書に対する意見として載せている。

なお、本件については住民等意見も多くあったが、事務局として法的、技術的な面から環境影響評価への意見としてそぐわないと考えられた意見については、字体を変えて記載し、本日は時間の制約もあることから説明は省略させていただく。

資料4のP1では、全般的事項について、次の事項について十分配慮し環境影響評価を行うべきではないかとして、事業実施に当たって十分配慮すべき事項として事実関係を述べている。

(1) 地域特性について、①として小松寺の森郷土環境保全地域、崖地植生自然環境保全地域及び高塚山自然環境保全地域に近接する自然環境豊かな

地域であること。②として、事業実施区域は、農業用水として利用されている瀬戸川の上流に位置していること。③として、事業実施区域周辺には、人と自然とのふれあい活動の場として、菅田の滝、小松寺などがあること。④として、事業実施区域は、樹林に覆われた約20ヘクタールの山地であること。

次に、(2) 事業特性について、①として約7.0ヘクタールの山地を造成し、事業実施区域内の尾根部の切土及び谷部の盛土等の造成を行う計画であること。②として、廃棄物焼却等施設、マテリアルリサイクル施設及び最終処分場を設置し、平成33年度に稼働する計画であること。③として、廃棄物焼却等施設は、ストーカ炉又はシャフト炉のいずれかを採用し、処理能力を168トン/日とする計画であること。これについては、先ほどの事業者からシャフト炉に決定したとの説明があったが、方法書提出の段階での内容となる。④として、最終処分場は、覆蓋式及び排水無放流型を採用し、埋立計画容量については、ストーカ炉の場合は、11万7千立方メートル、シャフト炉の場合は、4万立方メートルを設置する計画であること。これについても、焼却方式がシャフト炉に決定したことから、4万立方メートルが採用されることになる。

さらに、(3) その他として、住民等意見が多数寄せられていることを記載している。

P2の2事業計画については、十分な検討を行い、対応が必要な事項を挙げている。

①として、住民等の意見となるが、瀬戸川の水源涵養域に最終処分場など大規模施設を建設するため環境影響が大きいのではないか、とした。②の説明は省略する。③は、廃棄物焼却等施設の処理方法の決定及び検討結果を明確化すること。これについては、事業者から回答としてシャフト炉に決定したとの説明はあったが、方法書に対する意見として、委員会や住民等から意見があったものである。④は、灰の資源化方法について具体的に記載することとして、事務局から意見を挙げた。⑤は、プラスチック容器包装及びその他プラスチックを含めプラスチックの処理の方法について明確化すること。こちらは、委員会の意見の表現を変えて記載している。次に⑨について、最終処分場の構造を明確化することとし、委員会からの意見を表現を変えて記載している。⑩は、最終処分場の埋立期間及びその根拠を記載することとし、住民からの意見と委員会での意見から挙げている。⑪が、最終処分場の安定化の方法について検討し、評価に反映させることとして、委員会からの意見を挙げた。⑬は、最終処分場に係るモニタリング計画を記載することとして、事務局の意見を挙げている。これは、方法書に記載のある地下水汚染防止計

画について、より具体的な記載を求めたものである。⑭として、最終処分場からの浸出水の処理について明確化することとして、委員会からの意見であるが、覆蓋式における浸出水の処理がイメージできないとの意見から、表現を変えて記載している。⑮として、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制について計画目標値を見直すなどその対応について記載することとして、事務局の意見であるが、方法書の計画目標値について水銀を念頭に置いた意見であり、水銀は近いうちに規制が始まることが想定されることから意見として挙げた。

次に、P 3は、3対象事業実施区域及びその周囲の概況、4環境影響を受ける範囲であると認められる地域、5環境影響評価項目、についていずれも住民からの意見を記載しているが、説明は省略させていただく。

P 4の6調査、予測及び評価の手法について、(1)大気質の②は、工事による樹木伐採や地形の変化に伴う風向・風速の変化を勘案した環境影響評価を検討すると共にその結果の根拠及び妥当性を示すこと。③は、造成工事に伴う粉じんの調査範囲を対象事業実施区域から1kmの範囲とした根拠を示すこととして、住民からの意見を記載した。④として、熱回収施設の稼働に伴う大気質に係る現地調査について、地上気象及び上層気象の調査期間・頻度及び調査地点の選定根拠を示すこととし、住民からの意見と委員会での意見を集約したものを記載した。⑤は、短期高濃度予測の気象条件の設定に当たっては高濃度となる気象条件の選定方法について具体的に記載する必要があるとして、事務局としての意見を記載した。

(2)水質について、①は、工事に伴う降雨時の水質の調査について、降雨量により異なるため、濁度計による連続モニタリングを検討すべきとし、委員会での意見を記載した。

(3)騒音・振動について、①廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の予測に当たっては、事前に曜日ごとの通行量を推計し実施すること、さらに、選定した調査地点の根拠及び妥当性を示すこととして、委員会からの意見を挙げた。

(4)悪臭について、①として、既存施設における臭気の調査について、施設の選定理由及び測定箇所を明確化すること。次に②として、予測及び評価にあたっては、既存施設の臭気測定結果を資料として活用すること。③として冬季の現地調査は、逆転層が生成されたような悪臭の最も感じられる天候を選んで実施すること。それぞれ、委員会からの意見を挙げている。

(5)土壌は、土壌のダイオキシン類沈着量の予測にあたっては、使用するモデル及び選定理由を明確化すること。

(6)動物について、②で、昆虫類の調査時期について、夜間を含む冬期

の調査を行うこととして、意見として挙げている。

7その他には、アセス制度上の位置づけにはならないが、一定の配慮が必要と思われる事項について記載している。

以上、簡単であるが、これまでの委員会などで挙げられた意見について、事務局で作成した論点整理の案を説明させていただいた。各委員からは内容や表現について専門的な見地から御意見をいただきたい。

(委員)

2事業計画の④で「灰の資源化方法」という表現があるが、この「灰」は、ストーカ炉の場合は主灰であり、シャフト炉の場合はスラグとの意味で書かれているのか。飛灰は最終処分されるということなので、「灰又はスラグ」といった表現で、飛灰を含まないことが分かる表現にした方が良いのではないか。

(事務局)

方法書のP2-29の記載で、主灰の他に、飛灰についても最終処分のほかに資源化の検討を行うとの記載があることから、主灰、飛灰を含めた「灰」と表現とした。

(委員)

了解した。実際の想定される回答としてはシャフト炉に決定しているので、飛灰の資源化の検討に関して準備書に記載されることとなると思う。

事業計画について、最終処分等に関する記載は、この内容で問題はないと思われる。

(委員)

答申を作成するに当たって、方法書を作成した内容と、その後のアセスメント手続きの途中で決定された内容について、手続き途中で決定された内容に基づいて答申を作ることになるのか。それとも、あくまでも方法書に基づいた答申となるのか。

(事務局)

方法書の記載の内容についての意見の検討となる。

委員会の場では事業者からの回答はあったが、正式に文書となっているわけではない。例えば、焼却方式についても、先ほど事業者からシャフト炉に決定したのと回答はあったが、意見としては方法書に基づいたものとなる。

(委員)

もう 1 点、2 事業計画等の⑭埋め立て終了後の浸出水処理の明確化については、大きな問題とと思っている。

本委員会は環境影響評価委員会であるので、浸出水の処理について、当然評価しなければならないが、処理の方法について事業者において現在決まっていとされている。

これについて、事業者がいくつか具体的な想定案を出すなどすれば、それぞれに対して委員会からの意見を出す等の対応も考えられるが、今回のように、決まっていとの話だけでは、委員会として担保できないことがないため、非常に問題と思う。

この意見をしっかりと伝えてもらい、事業者には埋立終了時の浸出水をどうするのか決めていただきたいと思う。

(委員)

当該方法書について、当委員会の位置づけであるが、ストーカ炉とシャフト炉について、今回、シャフト炉に決定したとの事業者の説明があった。しかし、方法書の中では炉の形式は検討中であり、発生単位は変更となる可能性がある旨が書かれている。

変更になる可能性がある内容について、委員会の中で了解をしてもよいのか。シャフト炉と決まったことに基づいて、方法書が作成されるべきなのか、あるいは、シャフト炉と決まったことに基づいて、準備書を作成するよう意見するべきなのか。

最終処分場の規模についても、シャフト炉に決まったことで、小さい規模の処分場になるとのことであり、環境的には良いのかもしれないが、このような方法書で、準備書の手続きに移ることを了承して問題がないのか。疑問に思う所である。

(委員)

方法書で最終的な評価方針等が明確に記載されていないことについては、今回のストーカ炉、シャフト炉を例にすれば、答申としては、ストーカ炉の場合は云々、シャフト炉の場合は云々と、分けて書くべきと考えられるが、実際にはシャフト炉に決まっているのであれば、ストーカ炉に関する記載を軽くして、シャフト炉の場合についてきちんと書く、といった対応になるのではないかと。

(事務局)

方法書は、調査、予測、評価の手法に関して意見する段階であるので、今回

はストーカ炉、シャフト炉についての記載があるが、両方についての手法が記載されていれば、手続き上の問題はないと考える。そして、準備書の段階で一方の手法に絞られるのであれば、それも問題はないと考えている。

(委員)

事務局には論点のとりまとめを資料4のとおり作成していただいたが、今回は答申案を作成いただくことになる。

答申案の段階で、資料4の意見から多くがふるい落とされると思われるが、再度検討の必要のある意見や、より強く記載すべき意見などについて、現時点で御意見がなくとも、後ほど他に委員から意見があれば次回に議論することとしたい。

(委員)

事業計画の②人口規模に比べて処理能力が過大ではないか、との住民からの意見について、実際にこれだけの規模が必要であるとのことであれば、施設の規模は設計の基本的な部分であるので、事業者として、準備書に記載する等で答える必要があるのではないかと思う。

(委員)

住民からの意見に対する回答は、事業者から回答が行われる。当委員会としては、委員による議論の中で、専門的見地から施設規模について問題となれば、答申に記載することはあるが、住民への回答を求めるような内容は答申にする必要はないのではないか。

(委員)

水銀の話が出ていたが、規制の基準値が決まることとアセス手続きとの関係について、水銀規制の動きはあるが、正式にはいつどのような規制がされるのか、まだ明示されていない。そのような状況のものについて、規制に対する心づもりをしておくようにとの意味なのか。それとも、規制されたらすぐにアセス図書に反映させるよう求めた意見なのか。

(事務局)

規制に際して計画目標値の見直しを求めているのではなく、規制された場合の対応について準備書に記載するよう求める文面である。

(委員)

規制がかかった場合にどうするのかを確認している、という意味か。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

もし、準備書を作成して提出する前までに規制がされなければ、準備書には載らないのか。それとも、その場合は、規制がされた場合は計画目標値を変更する旨の記載を準備書に求めるということか。

(事務局)

規制値等が決まっていない場合であっても、今後の規制には対応する旨の記載をしてもらいたいとの意味である。

(委員)

他に意見が無ければ、次の議題に進むこととする。

(2) (仮称) 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について

- ①事務局から、資料5を基に当該方法書に係る手続き状況について説明が行われた後、事業者から、資料6を基に方法書の概要の説明、資料7を基に前回委員会以降に寄せられた委員からの質疑・意見に対する事業者見解の説明が行われ、質疑が行われた。

【質疑】

(委員)

資料6のP9で、排水の項目があり、プラント排水等は再利用のため公共水域への排水はないとしている。一方、生活排水については、現地で働く人の生活排水とのことであるが、自主規制値として表4(2)を挙げている。表4(2)は規制値としては妥当と思われるが、実際の排出量としてはどの程度の量を想定しているのか。

(事業者)

現時点の想定では、職員数50名程度を想定している。生活排水は一人当たり

100 (L/日) 程度と見込み、全体として排出量は5 m³/日を想定している。

(委員)

具体的な公共用水域の排出先はどこになるのか。

(事業者)

大椎池または小山堰に排出することを考えており、排出の際には処理をして自主規制値以下にして流す計画としている。

(委員)

まず、現在の大椎池及び小山堰の窒素イオン濃度を測った上で、負荷を算定したほうがよい。おそらく HRT (水理的滞留時間) は短くはないので、滞留しているものと考えられる。

現地で釣りをしている形跡もあるので、魚がいると思われ、万が一、何かの要因で窒素イオンが大量に流入して、魚等に被害が見られた場合、当該事業が原因とされかねないので、データをそろえて、説明できるようにしておいた方がよい。

(事業者)

御指摘を踏まえて検討したい。

(委員)

資料7の No2 について、飛灰の処分について添付資料①では処分場計画地となっているが、溶融施設が完成する前に処分場は完成する計画なのか。

(事業者)

処分場と溶融施設は、平成33年度の同時稼働を目指して計画を進めている。

(委員)

資料6の P 22～23の水質の項目に関して、P 23の地形図を見ると小山堰の上流に森を挟んでもう一つ水体があるように見える。そうならば、水質の観測地点は小山堰の上下流ではなく、野尻町側から生じている水系の出口と大椎池から出てくる水系の出口の2カ所を追加し、計4カ所とするのが良いのではないか。

実際には現場を見ないと分からないが、図からは2つ水体があるように見える。

なお、先ほど窒素イオンの話があったが、現地の近くには高田川と忍川があ

り、環境基準の硝酸態窒素と亜硝酸態窒素の合計が 20mg/L 超で常に検出されているため、大椎池についても同様の状態であることが予想される

(事業者)

確認として、方法書の P 2 - 3 5 に雨水の放流先を示している。

(委員)

資料 6 の P 2 3 で小山堰の水質調査地点が示されているが、上流側の水質調査地点のさらに上流に南北に少し伸びた水体と思われるものがあり、現地を見ないとわからないが、恐らく小さな池になっていると思う。

その場合、野尻町側から来ている水系が、この小さな池に入り、大椎池から来る水系も、この小さな池に入っているように見える。

(事業者)

現地の状況は確認したい。現地の池は小山堰と大椎池の 2 カ所と考えているが、調査に入るに当たり、御指摘の点について考慮しながら、調査地点を設定したい。

(委員)

今指摘のあった、窒素に関して、調べていただくのが第一と思う。

その結果、周りの影響により窒素濃度が高いとしても、窒素が高いとすればリン制限となっている可能性がある。その場合、リンが 1mg/L でも増えれば大きな問題となる可能性もあるので、現況を調べる必要がある。

(事業者)

わかりました。

(委員)

資料 6 の P 4 2 のライトトラップの位置について、一つは大椎池で水生昆虫をとらえるのに良い地点と思う。もう一つは幅広に示されており、耕作地だったかと思うが、あまり場所によっては取れないと思われるので、適宜場所は変えることと思うが、できるだけ雑草の生えている地点等を視野に入れて調査していただきたい。

(事業者)

御指摘を参考とさせていただき、調査地点を選定したいと思う。

(委員)

工事施工時の浮遊物質の調査に当たって、目標濃度は設定しないのか。

(事業者)

現時点では、どのような工事計画になるか決定していないので、目標濃度までは設定していない。

(委員)

浮遊物質は降雨により生じるが、工事面積が大きいと、一日当たりの平均的な発生量も多いと思われる。工事の際には、通常の事業場でかけられている規制値などにも配慮する必要がある。

放流の際には、流れている場所であれば流量による希釈率、溜めている場所であれば交換率を考えて水質の目標を立てる必要があり、そのために調査に当たって常時モニタリングができるよう、濁度計の設置も検討してはどうか。

(事業者)

御意見を踏まえて検討させていただく。

(委員)

資料6のP51の温室効果ガスに関して、廃棄物処理量等から積み上げて定量的に把握するとしているが、当該施設は熱回収施設として、温室効果ガスについては削減している部分もある。環境影響評価として事業場から発生する温室効果ガスを評価するに当たり、削減効果についても盛り込む必要があるのではないかと思う。

事業者自ら削減量について言及しづらいかもしれないが、削減量も含めて数値を出して検討してはどうか。

(事業者)

発電による削減についても検討し、評価に盛り込む考えである。

(委員)

動植物に係る調査範囲について、小山堰の上流の一端だけが範囲に入っている。何か根拠があって、このような範囲を設定しているのか。

(事業者)

対象事業実施区域から200mの区域として形式的に設定したものを示している。小山堰については、一部分だけ見るのではなく、全体を調査していきたいと考えている。

(委員)

資料6のP16の降下ばいじん量に関して、表9(2)の評価手法②では、生活環境を保全する上での目安と降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域の値との差から設定された参考値と予測結果を対比して評価すると記載があるが、これは具体的にどのような評価を行うのか。

(事業者)

面整備事業に係るアセスメントの道路整備事業に係るアセスメントのマニュアルに書かれているものである。まず、生活環境を保全する上での許容される最大の値が20t/km²/月と示されている。また、バックグラウンド濃度として、日本全国の中で比較的高い地域の値が10t/km²/月とされている。この二つの値の差である10t/km²/月と比較して、今回の事業がどのくらいの影響を与えるのか、予測結果を評価することになる。

(委員)

資料6のP28、騒音の調査期間と頻度について、平日の1日、16時間で6時から22時としている。P30の超低周波音は平日の1日、時間区分ごととしている。P31の振動は平日の1日、24時間としている。P32の車両による振動は平日の1日、12時間で7時から19時としている。

それぞれ時間が異なるのは何故なのか。

(事業者)

資料6のP26で、ごみ処理施設の稼働に当たって対象事業実施区域内に騒音振動の発生源があるものについて、24時間稼働する施設であることから、騒音、振動について24時間の調査を基本としている。

P28は道路に係る騒音、振動に関する内容であり、工事用車両や廃棄物の運搬車両が対象で、昼間の走行になる。騒音については環境基準が定められている16時間、振動については時間ごとに規制がされているので、車両が走行する昼間の12時間を対象とした。

施設に関連するものは24時間、車両に関連するものは走行する時間帯を調査対象とした整理を行っている。

(委員)

資料6のP21の大気質について、最大着地濃度はどの辺りに出現すると考えられるのか。

(事業者)

方法書P5-21に大気質の調査地域を設定するに当たり、技術指針を参考に算出した数値を示している。最大着地濃度はボサンケ・サットン式で最大3.5km、プルーム式によると1.5kmの地点との試算になっている。

今後、現地での気象調査の結果を踏まえて予測を行うが、プルーム式による1.5kmに近いものが結果になるのではないかと思われる。

(委員)

南南西の風が多い記憶がある。その場合、利根川の水面で地形的に落ちることになると思うが、予測としては平面でプルーム式を使うのか。地形が低くなる場合は、悪い影響がでることは考えにくいと思う。

(事業者)

現地は、利根川に比べて50m程高い台地に位置している。予測としては焼却施設で一般的に用いられているプルーム・パフ式を用いる。利根川が低くなっているのは、御指摘のとおり距離が遠くなるため安全側に働く。このため、プルーム・パフ式で予測調査を実施したいと考えている。

(委員)

環境影響評価とは離れた話となるが、前回委員会で現地を見て感じたことだが、隣には堆肥化施設があり、裏手には風力発電所がある。今回の施設についても熱回収施設であり、全てがリサイクル的な面を持っていることを感じた。本事業は都市計画も関連しているとのことであるが、リサイクルを象徴する場所として総合的に整備されてはどうかと思う。市としてはどのような考えを持っているのか、教えていただきたい。

(事業者)

銚子市では、都市計画マスタープランは平成26年度に策定している。都市計画は将来に渡る市街地図を示して進めて行くが、リサイクルに関しては、地域住民の合意形成を踏まえながら進めていきたいと考えている。

(委員)

これから将来、循環型社会等のキーワードが社会的に出てくるが、現地は全てが揃っており、さらに裏には里山的なものもある。里山もしっかりと維持しつつ、物質循環、エネルギー循環を実施していくといった総合的な整備をされてはどうかと思う。

(事業者)

地域住民には、施設の建設について説明会を何度も開催しているが、その中では住民の方から、御意見のように、リサイクルの学習施設として整備していただきたいといった要望も出ているので、検討していきたい。

(委員)

焼却方式はシャフト炉とのことだが、方法書では 2 種類のシャフト炉が記載されている。コークスを使う場合は排出ガス量が多い等、施設の諸元として大きな違いは生じるのか。

(事業者)

代表的な方式のシャフト炉を 2 種類記載しているが、メーカーからのヒアリングでは、ガス量等についてはあまり変わらないとの回答を得ている。

(委員)

以上で事業者への質疑は終了とする。事業者には退出願う。

【事業者退出】

(委員)

特に、その他に意見等が無ければ審議は終了とする。傍聴者には退出願う。

【傍聴者退出】